

令和7年度 熊本赤十字病院 看護学生奨学生 募集要項

熊本赤十字病院では、将来、当院に看護師、助産師等として勤務しようとする看護学生に対し、修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とし、奨学金貸与事業を実施します。

つきましては、この趣旨に基づき、次のとおり奨学生を募集します。

1. 応募資格

看護師、助産師等の資格取得を目指し、次の（１）～（３）に該当する大学等に在学中で卒業後は熊本赤十字病院に就職する意思があり、学年における成績が上位５０％以内の方を対象とします。

但し、日本赤十字社熊本県支部及びその他の赤十字施設から奨学金の貸与を受けている方は、この奨学金を受けることはできません。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| （１） <u>看護師等養成課程を持つ看護大学</u> | <u>３年及び４年生（令和７年度）</u> |
| （２） <u>看護師等養成所（３年制）</u> | <u>２年及び３年生（令和７年度）</u> |
| （３） <u>助産師養成課程を持つ大学及び養成所</u> | <u>１年及び２年生（令和７年度）</u> |

2. 奨学金の貸与額および貸与期間

- （１）貸与額 / 年間 ６０万円（無利子）

但し、返済が遅滞したときは、熊本赤十字病院看護学生奨学金規程第３条第３項の規定に基づき計算した額を延滞利息として徴収します。

- （２）貸与期間 上限２年間とします。

- ・看護大学（４年制）３、４年次、 ・看護専門学校（３年制）２、３年次
- ・助産師については、１、２年次

- （３）貸与方法 ４月期、１０月期の２期に分けて３０万円を指定口座に振り込みます。

3. 奨学金の返済

- （１）原則として、返済計画書に基づき卒業後４年以内に貸与した奨学金を全額返済していただきます。

- （２）奨学生が次の①～⑤に該当する場合は、奨学金の貸与を打ち切り又は停止し、既に貸与した奨学金を全額返済していただきます。この場合の奨学金の返済は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を協議のうえ決定いたします。

①自己の都合により奨学生を辞退したとき

②自己の都合又は病気等により退学したとき。

③学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

④学業途中において、奨学生としての適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

⑤卒業年度における看護師国家試験に不合格となったとき

4. 奨学金返済の免除

看護師、助産師等の資格を取得し、卒業後直ちに熊本赤十字病院に一定期間以上就業した場合には、卒業後における奨学金の返済を免除します。貸与年数が2年の場合、4年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除し、貸与年数が1年の場合、2年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除します。

なお、貸与総額を全額免除する期間に達する前に退職した場合は、勤務期間に応じて奨学金の返還を免除します。

学内締切:5月9日(金)

5. 応募期間

令和7年3月1日(土)～令和7年5月30日(金)

6. 試験日

令和7年6月21日(土) 予定

7. 応募書類

- ①履歴書(様式指定) ※採用試験応募者は、採用試験用と併用可のため提出不要
- ②成績証明書
- ③学校からの推薦状(様式指定) ※学内締切以降に、AA教員に作成依頼する

8. 奨学生の選考方法

奨学生への応募者を対象に書類審査及び面接試験を実施し、選考します。

9. 備考

- (1) その他、熊本赤十字病院の看護学生奨学金の詳細については、「熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程」及び「熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程施行細則」によるものとします。
- (2) この選考は奨学生を決定するためのものであり、将来、熊本赤十字病院の職員として採用することを約束するものではありません。

応募、お問合せ先

熊本赤十字病院 人事課 担当：小山

〒861-8520

熊本市東区長嶺南二丁目1番1号

電話：096-384-2157 (人事課直通)

Mail：oyama.akihiro.hk@kumamoto-med.jrc.or.jp

熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 本規程は、看護大学等において看護師、助産師等の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象者及び貸与人数)

第2条 本奨学金は、次の各号に定める大学等において履修中であり、看護師等資格の取得を目指し、卒業後は熊本赤十字病院に就職する意思のある者で、学年における成績が上位50%以内の者を対象とする。ただし、日本赤十字社熊本県支部及びその他の赤十字施設から奨学金の貸与を受けている者は、対象外とする。なお、奨学生の上限数は、原則として毎年20名までとする。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 看護師等養成課程を持つ大学 | 3年及び4年生 |
| (2) 看護師養成所(3年制) | 2年及び3年生 |
| (3) 助産師養成課程を持つ大学及び養成所 | 1年及び2年生 |

(奨学金貸与期間及び金額)

第3条 奨学金の貸与期間及び貸与の上限金額は表1(看護師)、表2(助産師)のとおりとし、期間の上限は2年間とする。ただし、休学、留学等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

2 奨学金は毎年度4月期、10月期の2期に分けて30万円を指定口座に振り込むこととする。

なお、初年度については、奨学生の決定時期が4月以降になることから、奨学生が決定次第、速やかに貸与することとする。

3 奨学金は無利子とする。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。延滞利息は、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ、返還すべき額100円につき年10.0%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(表1) 看護師

学 年	看護大学(4年)	専門学校(3年)
2 年	—	600,000 円
3 年	600,000 円	600,000 円
4 年	600,000 円	—

(表2) 助産師

学 年	看護大学(2年)	専門学校(1年)
1 年	600,000 円	600,000 円
2 年	600,000 円	—

(奨学生の選考方法)

第4条 第2条の対象者のうち奨学金の貸与希望者を対象に書類審査、筆記試験及び面接試験を実施し、選考する。

(奨学生の選考委員)

第5条 選考委員は次のとおりとする。

- (1) 熊本赤十字病院長
- (2) 熊本赤十字病院事務部長
- (3) 熊本赤十字病院看護部長
- (4) 熊本赤十字病院看護副部長

(貸与申請)

第6条 選考試験に合格し、奨学生になろうとする者は、所定の貸与申請書(様式1)及び返済計画書(様式2)を熊本赤十字病院人事課に提出して奨学金の貸与申請を行う。

- 2 貸与の申請に際しては、連帯保証人2名を立てなければならない。
- 3 連帯保証人は、本規程、貸与申請書並びに返済計画書に基づき、奨学生が負担する一切の金銭債務を連帯保証する。
- 4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母、またはこれに代わるものとし、もう一人は独立の生計を営む別世帯の者とする。

(奨学金貸与の決定)

第7条 病院長は前条の申請に基づき、審査のうえ、奨学生、貸与金額を決定し、決定後に通知する。

- 2 奨学生は、在学中、学年末における学業成績と出欠状況を確認できる書類を病院長に提出しなければならない。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の支給が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定(様式3)し、病院長に通知するものとする。

- 2 奨学生は、奨学金が指定の口座に振り込まれたときは、その都度、速やかに受領書(様式4)を病院長あて提出するものとする。なお、当該受領書が提出されないときは、次の奨学金が送金されないことがある。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、原則として卒業後4年以内に、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返還しなければならない。ただし、病院長は、奨学生に特別の事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

- 2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから速やかに、病院長と奨学生が相互に確認するものとする。

3 奨学生が次の各号の一に該当するときは、病院長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を病院長と奨学生が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生としての適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

(5) 卒業年度における看護師国家試験に不合格となったとき

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、病院長は奨学金貸与を打ち切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、病院長と連帯保証人が協議して定める。

(返済の免除)

第 10 条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 27 年 2 月 23 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程施行細則

熊本赤十字病院 看護学生奨学金貸与規程（以下「規程」という。）に基づき、次のとおり必要事項について細則を定める。

（対象者の就労希望の確認）

第1条 病院長は、労働基準法に定める就労者の就学先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し、熊本赤十字病院への就労希望の有無を確認する。

（奨学金の返済要件と免除額）

第2条 規程第10条に定める卒業後における返済免除は、「看護師、助産師等の資格を取得し、卒業後直ちに熊本赤十字病院に一定期間以上就業した場合に適用する」ととし、貸与年数が2年の場合、4年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除し、貸与年数が1年の場合、2年以上勤務した場合に貸与総額の全額を免除する。なお、奨学生が就業中に死亡した場合、勤務期間が貸与総額を全額免除する期間に達していない場合であっても貸与総額の全額を免除する。

2 奨学生が当院において1年以上勤務し、貸与総額を全額免除する期間に達する前に退職した場合は、勤務期間に応じて奨学金の返還を一部免除するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、真にやむを得ない事情により4年の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、休職等期間を除き当院に就業を開始してから通算4年以上勤務することにより、奨学金の返還を免除する。

4 奨学金の返済免除を受ける場合、対象者は奨学金返済免除申請書（様式5）を病院長に提出する。病院長は同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

附則

この細則は、平成27年2月23日から施行する。